

市長説明要旨

－ 平成26年6月市議会定例会 －

四 万 十 市

本日、議員の皆さんのご出席をいただき、6月の市議会定例会が開会できますことをお礼申し上げます。

【6月4日の大雨災害について】

提出議案の説明の前に、過日の大雨による災害状況について報告します。

6月4日から5日にかけて降り続いた雨は、24時間雨量で現在の観測方法になった昭和51年の観測開始以来、最多となる439.5mmを記録するとともに、総雨量でも500mmを超える大雨となりました。

この大雨に伴い、本市には大雨・洪水警報とともに土砂災害警戒情報が発表され、特に土砂災害の危険が高いと想定された下田・八束地区の1,994世帯、4,306人に対し避難勧告を発令したのをはじめ、中筋川の増水により磯ノ川地点では避難判断水位を超えたため、中筋・東中筋地区の1,107世帯、2,504人に対しても避難勧告を発令しました。これにより、下田中学校や中筋中学校など8か所の避難所を開設し、一時54人が避難しましたが、幸いにも人的被害はなく、5日正午に全ての避難勧告を解除しました。

しかしながら、中筋川の増水や時間雨量60mmを超える雨が降ったことから、具同、八束、東中筋地区などで内水による浸水被害が発生し、12日現在、住宅の床上浸水が22件、床下浸水が

36件、非住宅の浸水が43件の合計101件にも上りました。

浸水に至った原因はいくつか想定はされますが、今後、県や国の関係機関と情報交換を行い、原因の究明と有効な対策手段について協議を行っていきたいと考えています。

また、その他にも農業関係では、農業用施設や水稲、オクラなど農作物への被害が、公共災害では、市道で2件、河川で14件の災害が発生したほか、住宅裏山のがけ崩れ4件の報告を受けています。

なお、今回の災害では、これまで進めてきた防災関係機関との連携強化の一環として、国土交通省中村河川国道事務所や自衛隊、中村警察署からリエゾン（災害時における現地情報連絡員）として職員を派遣していただいたことで、情報収集等の迅速な対応を図ることができ、避難勧告の発令など早目の対応に繋がったものと考えています。ご協力いただいた関係機関にはこの場をお借りし、改めてお礼を申し上げます。

【提出議案】

さて、今期定例会にお願いします議案は、専決処分の承認議案として、「平成26年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算」など2件、予算議案として「平成26年度四万十市一般会計補正予算」など3件、条例議案として「四万十市立市民病院経営健全化検討委員会設置条例」など5件、また、その他の議案として

「公の施設の指定管理者の指定について」など5件のほか、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」に関する諮問案2件の計17件となっています。この他に報告事項が10件あります。

なお、「教育委員会委員の任命について」、後日追加提案させていただきます。

提出議案の詳細については後程、副市長並びに所管の方からご説明しますので、私からは平成25年度の決算概要、並びに3月定例会以降における主要課題等への取り組みについてご報告いたします。

【決算概要】

はじめに平成25年度の決算概要です。数字は万円の概数で申し上げます。

◎まず一般会計は

歳入 235億2,785万円

歳出 233億9,191万円

収支は1億3,594万円の黒字ですが、26年度へ繰り越した事業の財源1億3,219万円を差し引くと、実質収支は375万円の黒字となりました。これは全額、減債基金に積み立てました。

◎次に特別会計です。

奥屋内へき地出張診療所会計は、481万円

下水道事業会計は、10億2,830万円

幡多公設地方卸売市場事業会計は、711万円

住宅新築資金等貸付事業会計は、148万円

鉄道経営助成基金会計は、4億225万円

農業集落排水事業会計は、5,162万円

幡多中央介護認定審査会会計は、614万円

介護保険会計保険事業勘定は、36億3,603万円

簡易水道事業会計は、6億6,113万円

でいずれも歳入歳出同額です。

◎国民健康保険会計事業勘定は

歳入 44億8,446万円

歳出 44億7,211万円

収支は1,235万円の黒字で、全額を国保財政調整基金に積み立てました。

◎国民健康保険会計診療施設勘定は

歳入 3億 121万円

歳出 4億3,732万円

差し引き1億3,611万円の赤字です。この赤字は専決処分
26年度予算からの繰上充用により措置をしています。

◎後期高齢者医療会計は、

歳入 4億8,368万円

歳出 4億8,148万円

差し引き220万円の黒字ですが、出納整理期間内の保険料収入によるもので、全額を26年度へ繰り越し、後期高齢者医療広域連合に納付します。

◎と畜場会計は

歳入 2億5,801万円

歳出 2億5,878万円

差し引き77万円の赤字です。この赤字は専決処分で26年度予算からの繰上充用により措置をしています。

◎園芸作物価格安定事業会計は

歳入 765万円

歳出 745万円

差し引き20万円の黒字ですが、価格差補給金の減少による余剰金で、全額を26年度へ繰り越し、園芸作物価格安定基金に積み立てます。

◎続いて企業会計です。まず水道事業会計は損益計算で

収 益 4 億 8 3 7 万円

費 用 3 億 3, 3 7 0 万円

差し引き 7, 4 6 7 万円の黒字です。また資本的収支は

収 入 1 億 1, 3 0 1 万円

支 出 2 億 8, 1 5 7 万円

差し引き 1 億 6, 8 5 6 万円の不足で、これは当年度分消費税及び
地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び繰越
利益剰余金で補填しました。

◎病院事業会計は損益計算で

収 益 1 8 億 2, 1 1 0 万円

費 用 1 8 億 9, 4 0 9 万円

差し引き 7, 2 9 9 万円の赤字です。この結果、累積で 1 3 億
7, 7 9 6 万円の未処理欠損金となり、全額翌年度への繰り越しと
なりました。また資本的収支は、

収 入 1 億 9, 4 6 5 万円

支 出 2 億 7, 9 6 5 万円

差し引き 8, 5 0 0 万円の不足を生じましたが、この不足額は当
年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定
留保資金で補填しました。

以上が平成 2 5 年度の決算概要です。

続きまして3月定例会以降における主要課題への取り組みなどについてご報告します。

【防災施設の整備推進】

地震・津波を始めとする災害から「命を守る対策」、「命をつなぐ対策」として整備を進めている施設の中で25年度に完成し、運用を開始した主なものについてご報告いたします。

まず中村地域で整備を進めています同報系防災行政無線は、下田・八束地区で整備を完了し、40局の子局をもって5月1日より運用を開始しました。その他の地区においても、引き続き整備を進め、平成27年度の完成を目指してまいります。

次に、初崎地区において旧タワーに併設して建設していた津波避難タワーも、一部外構工事を残し完成しました。新たなタワーは収容人員が100人で、旧タワーより4.3m高い海拔16.5mとすることで、新想定にも十分対応できる規模を確保しました。

次に竹島、双海、深木の3地区において整備しておりました防災コミュニティセンターが完成しました。このコミュニティセンターは、避難者収容スペースや備蓄品保管スペース、自家発電設備を有しており、災害時には下田、八束の両地区の高台で整備を進めています防災拠点基地を補完する機能を持たせるとともに、平常時には地域活動の拠点として幅広く活用いただけるものと考えています。

次に、中山間地域の孤立対策の一環として整備していました、

緊急用ヘリコプターの離着陸場ですが、この度、大用地区において完成しました。これに伴い災害発生時に地域が孤立した際の人員や物資の輸送に活用できるとともに、平常時にも急病人等をスムーズに搬送できるものと考えています。なお、この離着陸場の整備のために、貴重な農地を提供いただいた地権者の皆様に、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

【四万十川総合水防演習】

5月11日に四万十川左岸の不破河川敷において、「四万十川総合水防演習」が開催されました。この演習は5月の水防月間に合わせ、毎年四国4県の持ち回りで開催されているもので、四万十川では9年ぶりの開催となりました。

当日は、消防団や自衛隊、自主防災組織など約600人が参加し、洪水への対策として、土のうづくりや漏水・決壊対策工など、様々な水防工法や人命救助の訓練が行われ、雨季への備えとして、各防災関係機関・関係団体が、それぞれの役割を再認識することができた非常に有意義な訓練となり、先の集中豪雨でも、防災関係機関の協力体制に十分活かすことができたと考えています。

【福祉避難所の協定締結】

四万十市で初となる高齢者を対象とした福祉避難所として、社会福祉法人南海福祉会が運営する特別養護老人ホーム「四万十の郷」

を指定することとなり、去る3月31日に同法人と設置・運営に関する協定を締結いたしました。

これにより、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児など、避難時の対応に特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難所の確保に向け、その第一歩を踏み出したわけです。

今回の協定を皮切りに、関係施設に福祉避難所の必要性を呼びかけながら、協力いただける施設をさらに増やしていきたいと考えています。

【西土佐総合支所と消防分署の建設】

新総合支所庁舎棟や消防訓練棟などの建設を進めてきた第1期建築工事は、敷地造成工事の遅れや、県内外でも深刻化する作業員不足などの影響により、工期を延長し実施していましたが、先月末に新庁舎仮使用の許可を受けることが出来ましたので、引越し作業を済ませ、今月9日から新庁舎での業務を開始しています。

引き続き、8月中旬の完了を目処に、旧総合支所の解体工事に着手しますので、周辺住民の皆さんを始め、来庁される方々に何かとご迷惑、ご不便をおかけしますが、何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、旧総合支所の解体工事完了後は、その跡地に第2期工事として消防分署庁舎棟を建築する計画で、平成26年度末の完成を目指しています。

【市民病院】

先ほど、決算概要でも申し上げましたが、病院事業会計の平成25年度決算は損益計算で

収益 18億2,110万円

費用 18億9,409万円

差し引き7,299万円の赤字でした。これは平成25年3月に策定した「市民病院経営健全化計画」で定めています平成25年度の経常損益1,400万円の赤字に比べ、5,899万円増えています。また、経常収支比率は96.1%で、経営健全化計画で定めている99.2%を3.1%下回っており、現在の状況では、計画の最終年度である平成27年度に基準外繰出なしで経常収支比率100%の達成は困難な状況にあります。

市民の皆さんに安心できる医療サービスを提供していくためには、市民病院の経営の安定は大変重要であると考えており、この度、関係団体の代表や有識者等による経営健全化検討委員会を立ち上げ、その意見をもとに「市民病院経営健全化計画」の見直しを行い、一層の経営の健全化に取り組んでいくこととしました。

今定例会に検討委員会設置条例を提案しておりますので、ご審議の程よろしくお願いします。

次に、平成26年度診療報酬改定への対応ですが、今回の改定では「医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等」が重点課題に位置付けられ、高度急性期病床の絞り込みや地域包括ケア

病床の新設など、病床の機能分化と連携を進める施策が数多く盛り込まれ、病院から在宅へ向けた流れを促進させる内容となっています。

この新設される地域包括ケア病床は、急性期の治療が終了した患者に対して、在宅復帰へ向けたリハビリや退院支援などを提供するための病床と位置づけられており、入院期間は亜急性期病床と同様の原則60日以内と長く、また、入院料は亜急性期病床よりも高く設定されています。

このため、市民病院でも地域包括ケア病床を6月1日より8床導入しました。この8床分については、急性期を脱した患者の在宅復帰までの受け皿となることから、入院期間の短い幡多けんみん病院等の急性期の医療機関からの受け入れにもつながるものと考えています。

【中学校給食】

中村地域の中学校給食につきましては、小中学校関係者や保護者等で構成する「四万十市中学校給食検討委員会」において、今年1月に「中学校給食は実施すべき」との部分答申が出されたことを受け、引き続き、同検討委員会で、建設場所や給食方式等について、検討を重ねていただいております。

この結果、5月28日に同検討委員会より、新たな調理場の建設場所や規模等に関する答申をいただき、「自然災害の影響が少ない

こと」、「国の定める基準の時間内に全ての学校に給食提供が可能なこと」、「早期に中学校給食の実施が可能なこと」、「将来の児童生徒数の推移等を考慮し、建設費、運営経費が過大とならないこと」等の諸条件も踏まえ、調理場の建設場所は、具同小学校敷地内とすることに決定しました。

また、給食の提供方法につきましては、配送効率や施設規模を考慮しつつ、西土佐地域同様、小学校用や中学校用といった調理区分は行わず、東山小学校と中村南小学校にある既存施設と合わせ、3つの調理場で中村地域の全小中学校の給食を提供する方式を考えています。

【社会資本整備総合交付金の一部取り消し】

平成25年9月定例会市議会でご報告しました、平成24年度市道改良工事での不適切事務処理に対し、国土交通省より、当該工事の特定財源である社会資本整備総合交付金の一部を取り消す旨の通知がありました。改めて、市民をはじめ議員各位に対し、心からお詫び申し上げますとともに、交付金の取り消しに至った経緯についてご報告いたします。

まず、不適切な事務処理の概要について、ご説明いたします。

平成24年度に、西土佐総合支所産業建設課が所管した市道市野々線整備工事において、改良工事と舗装工事を別々の請負工事として発注をいたしました。それら工事の最終段階で、改良工事の

変更額が当初契約額の5割以上増加することがわかり、制限目安とされる3割を大幅に超えてしまうことから、同時期施工の舗装工事に改良工事で施工した工事の一部を振り替え、形式上、双方の工事の変更増額を概ね3割以内に抑えるなど、施工の実態を無視した変更契約を締結したものです。

その後工事は完成し、工事精算と検査を済ませたうえで、不適切な内容のまま国へ交付金請求を行い、すでに交付金を受領していたものです。

その後の事案発覚により、工事内容の振り替えを行った部分については、発注者である市と請負者間で最終出来高の確認を行い、昨年9月定例会市議会で関係する予算について議決いただいたうえで、双方で正規な状態に回復するための確認書を締結し、10月には受発注者間におけるすべての債務等は完済したところです。

また、このことに関連し、当該事案に係る交付金の取り扱いについて、高知県及び国土交通省と協議を行ってまいりました。

今回の不適切事務処理が工事の施工内容に影響するものではなく、国庫補助の対象として承認された成果内容は、その目的を達成しているとの認識ではありますが、交付を受けた事業者である四万十市は「善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行したとはいえない」という結論に至り、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第17条第1項に定める、「決定の取消」に該当するとして、不適切処理を行った部分に対する交付金の交付が取り消しとなった

ものです。

これにより、平成26年5月23日付けで、国土交通大臣名で、交付金の一部を取り消しする旨の通知が出され、平成24年度に交付を受けた社会資本整備総合交付金2億4千万円のうち、255万2,760円の返還が生じることになったわけですが、納付期限が平成26年6月11日という限られた期間内で処理しなければならないことから、予備費により対応したところです。

二度とこのような事案を起こさないよう、コンプライアンスや組織マネジメントに係る職員研修の充実をはじめ、工事請負に係る施工監理手法の周知徹底を図るなど、事務管理体制の充実と、職員倫理の啓発向上に努めているところです。

以上で、平成25年度の決算概要並びに3月定例会以降における主要課題等への取り組みについての報告を終わります。